4　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、３年以上、義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者（平成22年３月18日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所（以下「大学等」という。）において１年（高等専門学校にあたっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、２年以上、義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者（平成22年３月18日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年３月厚生省告示第100号）
ア　心理学、倫理学、社会学、人間発達学及び社会福祉学のうち１科目
イ　数学、物理学、生物学及び数理統計学のうち２科目
ウ　外国語
エ　保健体育
⑶　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第62条第１項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者のうち規則第14条に規定するものであって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、１年以上、義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者（平成22年３月18日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑷　外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者。
⑸　義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現にこれを修得中であって、法施行後にその修得を終えた者
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人テクノエイド協会において交付する受験写真台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは義肢装具士養成所又は財団法人テクノエイド協会において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の義肢装具士国家試験受験資格認定書の写し
この場合、財団法人テクノエイド協会に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。
エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書
なお、４の⑴から⑶までに該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成22年３月18日（木曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成22年１月15日（金曜日）から１月29日（金曜日）までに、財団法人テクノエイド協会に提出すること。
イ　受験に関する書類の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成22年１月29日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した場合は、受験に関する書類は返還しない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、65,900円とし、受験手数料の額を財団法人テクノエイド協会が指定する銀行の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年２月５日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
6　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月25日（木曜日）午後２時に、財団法人テクノエイド協会及び厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示して発表する。
7　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年11月27日（金曜日）までに財団法人テクノエイド協会に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
8　試験に関する照会先　財団法人テクノエイド協会　東京都新宿区神楽河岸１番１号　セントラルプラザ４階　郵便番号　162―0823　電話番号03（3266）6882　ＦＡＸ番号03（3266）6885

義肢装具士試験委員の公告

第23回義肢装具士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
平成21年９月１日
厚生労働大臣　舛添　要一
試験委員長　君塚　葵
委　員
内田　充彦　大塚　博　栗山　明彦
中川　三吉　近藤　和泉　高嶋　孝倫
中川　昭夫　徳弘　昭博　飛松　好子
長岡　正範　蜂須賀研二　林　義孝
原　和子　古市　照人　大田　哲生

第19回歯科衛生士国家試験の施行

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）第11条の規定により、第19回歯科衛生士国家試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第12条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人歯科医療研修振興財団が行う。
平成21年９月１日
厚生労働大臣　舛添　要一
1　試験期日　平成22年３月７日（日曜日）
2　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
3　試験科目　解剖学及び生理学、病理学、微生物学及び薬理学、口腔衛生学、衛生学・公衆衛生学（衛生行政・社会福祉を含む。）、栄養指導、歯科臨床大要（歯科臨床概論、歯科保存学、歯科補綴学、口腔外科学、小児歯科学及び矯正歯科学）、歯科予防処置、歯科診療補助並びに保健指導
4　受験資格
⑴　文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者（平成22年３月16日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑵　厚生労働大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者（平成22年３月16日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑶　外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。